

大玉村産米の名称公募業務委託 仕様書

1. 業務の名称

大玉村産米の名称公募業務委託

2. 業務の目的

大玉村の基幹産業である農業において、主作物として位置付けている水稻（米）の魅力を向上させ、村産業の活性化に資することを目的とする。

大玉村は昔からおいしい米の産地として定評があり、このことを科学的に証明するため福島大学食農学類に村産米の食味等分析調査を5年間依頼し、良食味米であることの結果を導き出した。これらを活用してブランド化を進めるにあたり、村産米のイメージを牽引する高い基準での栽培方法及びの食味値を定めたフラッグシップ米に取り組む生産者を募集し、生産販売をすすめていく。本業務は、このフラッグシップ米の名称を公募し、選考会を経て名称を決定する業務である。

3. 関係法令及び条例の遵守

業務にあたっては、大玉村財務規則の定めるもののほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

4. 経費

委託金額は、1, 270, 500円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 委託期間

契約の翌日から令和7年1月31日までとする。※事業の行程については別紙に定める

6. 委託の場所

本業務の対象範囲は「大玉村及び関係する機関等」とする。

7. 守秘義務

受注者は、本業務で取り扱った情報等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 業務内容

(1) 名称を募集するチラシの作成・配布

ア 大玉村がおいしい米の産地であり、福島大学の分析調査等を踏まえたPR効果の高い本文内容とする。（紙版：A4片面カラー3千部、Web版：JPEG及びPDFデータ）

イ 作成したチラシの配布

・村全世帯：106町内会（約2400戸）に仕分けし、産業課に持ち込む

ウ 名称公募に関し効果が見込めるWeb広告へ記事を掲載する

(2) 名称案の募集及び一次選考・二次選考の実施

ア 応募のあった作品を集約し、一次選考（村が定める選考組織）において一般からの作

品を4案に絞り込む

イ 上記4案に受託者が考案した2案を加え、計6案を二次選考に提案する

ウ 二次選考(村が定める選考委員)において最優秀賞1案、優秀賞2案を決定する。選考会の場所は大玉村役場会議室とする。

(3) 名称決定後の作業

ア 最優秀となった名称について、キャッチコピーを考案する

イ 名称決定のWeb記事を作成する

(4) 上記(1)～(3)において、大玉村及び村産米ブランド化推進委員会との情報共有を図りながらすすめるものとする。

9. 打合せ等

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と十分に打合せ等を実施するものとする。打合せの回数は、業務着手時・中間時・完成時において各1回以上とし、必要の際は随時協議するものとする。

10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 名称募集のチラシ3千部

(2) " Web用データ(PDF及びJPEG)

(3) 名称決定のお知らせ記事Web用データ(PDF及びJPEG)

(4) 名称の決定:最優秀1点、優秀2点

(5) キャッチコピーの考案:最優秀1点

11. その他

業務の過程において疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

12. 暴力団等の排除

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に大玉村暴力団排除条例(平成24年3月16日施行以下「排除条例」という。)第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。

(2) 受注者は、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当し、本村から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約下請若しくは受注させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

別紙 事業の行程について

時期	内 容	備 考
10月21日	名称の募集開始 募集チラシの村内全戸配布	村HPへは先行して掲載する 仕分けしたチラシを村へ持ち込む
〃	Web 広告の実施	広告費用は委託料に含むものとする
12月下旬	募集期間の終了	
1月上旬	一次選考会	村で定める選考員による
1月下旬	二次選考会	村で定める選考委員による最終選考
1月31日	事業完了	完了届、請求書（共に R6. 1. 31 付）